

普通認定申請に係る確認書 (出生の場合は提出不要)

1. 組合員証番号／氏名 (/)
2. 認定を希望する被扶養者氏名・年齢 (/ 歳)
3. 組合員からみた被扶養者の続柄 ()
4. 同居区分 (同居 ・ 別居)
5. 被扶養者の住民票住所 ()
6. 被扶養者の現住所(居住地) ()
7. 今回普通認定の要件を備え、被扶養者認定申請をする理由 (提出書類に✓ 複数選択可)

- 離職
- 転入による組合員資格取得 (前日まで被扶養者であった者のみ)
- 婚姻
- 新採用等による組合員資格取得 (前日まで被扶養者であった者のみ)
- 収入の減少
- 扶養替え
- その他 ()
- 30日以上前から要件を備えていた (簡単に状況記入) ()

8. 被扶養者認定申請前までの健康保険制度加入状況

- 協会けんぽ
 - 地方職員共済組合
 - 市町村職員共済組合
 - 文科省共済組合
 - 公立学校共済組合山梨支部
 - 公立学校共済組合 (支部)
 - 国民健康保険
 - 他 ()
-
- 被保険者本人 . . . (国民健康保険に加入していた場合はこちらにチェック)
 - 被扶養者になっていた
⇒誰の被扶養者ですか? 氏名 左の者について、
組合員から見た続柄 ()

9. 認定に係る被扶養者の確認事項

- (1) 収入はありますか? はい いいえ
↳ 収入を確認し限度額内でしたか? はい いいえ (認定不可)
- (2) 別居のため送金をしていますか? (同居・配偶者・子は記入不要) はい いいえ (認定不可)
(必要送金額は、全収入(送金額も含む)の1/3以上)
- (3) 夫婦共同扶養ですか? はい いいえ
収入比較で、組合員の収入÷配偶者の収入≧9割でしたか? はい いいえ (認定不可)

10. 被扶養者認定の事実発生日を確認するための書類 (提出書類に✓) (すべて写を提出のこと)

- 戸籍謄本(抄本)又は住民票
- 離職票又は退職日がわかる書類
- 喪失証明書
- 雇用保険受給資格者証(表・裏)
- その他 ()

11. 20歳以上60歳未満の配偶者を認定する場合は以下を提出

- 国民年金第3号被保険者関係届
- 基礎年金番号がわかる書類の写

上記のとおりで間違いありません。 年 月 日 所属機関名
事務担当者氏名

① 身分関係を確認しています

普通認定申請に係る確認書

記入例

1. 組合員証番号／氏名 (**00123456** / **共済 花子**)
2. 認定を希望する被扶養者氏名・年齢 (**共済 太郎** / **21**歳)
3. 組合員からみた被扶養者の続柄 (**長男**)
4. 同居区分 (**同居** ・ 別居)
5. 被扶養者の住民票住所 (**甲府市丸の内1-6-1**)
6. 被扶養者の現住所(居住地) (**同上**)
7. 今回普通認定の要件を備え、被扶養者認定申請をする理由 (提出書類に 複数選択可)

② 国内居住要件を確認しています

- 離職
- 転入による組合員資格取得 (前日まで被扶養者であった者のみ)
- 婚姻
- 新採用等による組合員資格取得 (前日まで被扶養者であった者のみ)
- 収入の減少
- 扶養替え
- その他 ()
- 30日以上前から要件を備えていた (簡単に状況記入) ()

8. 被扶養者認定申請前までの健康保険制度加入状況

- 協会けんぽ
 - 地方職員共済組合
 - 市町村職員共済組合
 - 文科省共済組合
 - 公立学校共済組合山梨支部
 - 公立学校共済組合 (支部)
 - 国民健康保険
 - 他 ()
- 被保険者本人 …… (国民健康保険に加入していた場合はこちらにチェック)
- 被扶養者になっていた
⇒誰の被扶養者ですか? 氏名 ()
- 左の者について、
組合員から見た続柄 ()

9. 認定に係る被扶養者の確認事項

③ 生計維持関係を確認しています

- (1) 収入はありますか? はい いいえ
 ↳ 収入を確認し限度額内でしたか? はい いいえ (認定不可)
- (2) 別居のため送金をしていますか? (**配偶者・子・同居は記入不要**) はい いいえ (認定不可)
 (必要送金額は、全収入(送金額も含む)の1/3以上)
- (3) 夫婦共同扶養ですか? はい いいえ
 収入比較で、組合員の収入÷配偶者の収入≧9割でしたか? はい いいえ (認定不可)

世帯主の場合 → いいえ (世帯主) と記入

詳細は、HP掲載の「【組合員へ配布2】被扶養者認定申告書の添付書類一覧」を参照してください。

10. 被扶養者認定の事実発生日を確認するための書類 (提出書類に) (すべて写を提出のこと)

- 戸籍謄本 (抄本) 又は住民票
- 離職票又は退職日がわかる書類
- 喪失証明書
- 雇用保険受給資格者証 (表・裏)
- その他 (**収入減少がわかる書類**)

組合員の資格取得日の前日まで被扶養者であった者は、10 事実発生日を確認する書類の提出は不要です。

11. 20歳以上60歳未満の **配偶者を認定する場合** は以下を提出

- 国民年金第3号被保険者関係届
- 基礎年金番号が

上記のとおりで間違いありません。 年 月 日 所属機関名
事務担当者氏名